

**令和7年度
航空関連産業誘致推進事業業務委託
企画提案仕様書**

- ・本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- ・企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- ・本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、諸事情によって変更することがある。
- ・企画提案内容が委託者の求めるものに達するものがない場合は、入選者のない場合がある。

1 委託業務の名称

令和7年度 航空関連産業誘致推進事業業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで

3 事業目的

那覇空港内に整備した航空機整備施設を起点に航空関連産業クラスターを形成するため、新たなビジネス環境の構築を進めるための調査、企業誘致手法の検討等を行う。

4 事業概要

- (1) 航空関連産業の集積に必要なビジネス環境を構築するための調査
- (2) 航空関連産業（装備品MRO等）誘致手法に関する検討
- (3) その他（航空関連産業誘致推進に効果的な取組）

5 委託内容

- (1) 航空関連産業の集積に必要なビジネス環境を構築するための調査

ア 装備品MROビジネスの調査に基づく有望分野の選定

- (ア) 装備品MROの種類別（エンジン、電気電子系統装備品、機械系統装備品、ランディングギア等）における事業調査（産業構造、事業構造、修理認定制度、ビジネスモデル、主要メーカーとその特徴等）
 - ・各事業分野における産業構造、事業構造の調査結果に基づき、沖縄県内における事業可能性を評価した上で本県の産業振興施策としての投資対効果を定量的・定性的に比較・分析できるように整理すること
- (イ) 各MRO事業分野における世界、アジア、日本国内における市場調査と将来予測の調査分析
- (ウ) 沖縄にとって有望と評されるMRO事業分野の選定
 - ・MRO事業分野を2つ以上選定すること
 - ・各事業を沖縄に誘致することによるメリット、デメリットについて整理すること
 - ・メーカー等による誘致実現性が異なる場合は併せて整理すること
 - ・(ア) (イ) の調査結果や沖縄の環境を踏まえて総合的に分析すること

- イ 選定した装備品MRO事業分野の誘致実現に向けた課題と対応策の検討
 - (ア) 沖縄での事業化実現に向けての課題抽出
 - ※特に立地に際する環境面の課題（騒音、土壌汚染、排水処理等）を洗い出すこと
 - (イ) 抽出した課題についての対応策の検討
 - ウ 選定した装備品MRO事業分野における沖縄での事業展開による期待効果の評価
 - (ア) 沖縄で事業展開した場合の事業規模の見通し
 - (イ) 域内取引や事業連携等を含めた県内企業への波及、県外・海外航空関連企業の進出促進効果
 - ・試算にあたっては、潜在パートナーの考えも含めてまとめること。
 - エ その他必要な取組
- (2) 航空関連産業（装備品MRO等）の誘致手法に関する検討
- ア 選定した装備品MRO事業分野の実現化方針検討
 - (ア) 潜在パートナーへのヒアリング（戦略、計画、要求等）を含めた調査
 - ・潜在パートナーは海外及び国内の双方を具体的に検討すること
 - (イ) 実現化に向けたロードマップの検討
 - (ウ) 資金調達計画の検討
 - イ その他必要な取組
- (3) その他（航空関連産業誘致推進に効果的な取組）
- 上記(1)～(2)の業務の他に、航空関連産業誘致推進に効果的な取組について提案すること。

6 企画提案書の内容

- ・ 以下の(1)から(6)の流れで作成すること。
 - ・ 選定委員会の委員が容易に理解できるよう、図表を多く用いるなど工夫し、説明は簡潔にすること。
 - ・ A4版横置き・横書きを基本とし、両面印刷、30頁以内で作成すること。
ただし、グラフや表等は必要に応じA3版にして織り込むなど、見やすいよう適宜工夫すること。
- (1) 業務実施方針
- 本業務を実施するに当たっての基本的な考え方を記載すること。
- (2) 航空関連産業の集積に必要なビジネス環境を構築するための調査
- ・ 装備品MROビジネスの分析に効果的な実施方法を提案すること。
 - ・ 沖縄にとって有望と評されるMRO事業分野を2つ以上選定するための効果的なスキームについて提案すること。
 - ・ 選定した装備品MRO事業分野を誘致するための課題とその対応策、誘致が実現した場合の県内への経済波及効果について、効果的な実施方法を提案すること。
- (3) 航空関連産業（装備品MRO等）の誘致の戦術、手法に関する検討
- 沖縄県における航空関連産業（装備品MRO等）の誘致手法について、効果的な実施方法を提案すること。
- (4) 活動目標、成果目標
- 事業の実施に当たって、下記の成果目標を達成するための活動目標を提案すること。
- 【令和7年度成果目標】航空関連産業の誘致に向けた企画立案 2件
- (5) 事業実施スケジュール表
- 業務開始から、成果報告までの一連のスケジュールを記載すること。
(業務開始を令和7年4月7日と仮定して作成すること。)
- (6) その他
- 業務目的に沿った効果的な提案がある場合は、その理由も含めて記載すること。

7 成果品

本委託事業の成果品として下記の報告書を提出すること。

(1) 委託業務報告書

ア 製本 20 部（※表、グラフ、図、面談・交渉記録等を含めること。）

イ 報告書の電子ファイル 一式

※成果物については、次の事項に留意すること。

(ア) 本事業で実施した調査等に係るデータについては、極力構造化することとし、CSVファイル（文字コード：UTF-8（BOM無し））も提出すること。（図・表等の集計前のデータを含む。）

(イ) PDFファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。

(ウ) 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。

※成果物に係る著作者人格権を行使しないこと。

(2) 支出証拠書類（2部）

ア 受託者が通常使用している支出に関する決裁文書、仕様書、見積書、契約書、納品書、検収調書、請求書、領収書、銀行振込領収書、人件費算出根拠資料及び出張伝票等の写しを提出すること。なお、電子帳簿保存法に基づく電子データによる帳票類については、写し（書面）もしくは電子データで提出できることとする。

イ 経費精算の総括表の作成に当たっては、契約締結時の見積書、経費の変更等の内容が分かるように作成するとともに、各費目の支出内訳一覧を作成すること。

8 予算に関する要件

本委託業務に係る予算は **18,838 千円（予定）** 以内（消費税込み）とする。この範囲内で、効率的かつ効果的な業務を企画すること。

ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。また、消費税率については10%で計算すること。

9 再委託に関する制限

(1) 再委託の範囲

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わそうとするとき（以下「再委託」）は、以下の業務については、県の事前承認を受けて再委託を行うことができる。

ア 展示会等における共通造作物、装飾等に関する再委託

イ その他、県と協議の上、再委託承認が必要と認められる物

(2) 一括再委託等の禁止

契約の主たる部分（委託業務の契約金額の1/2を超える業務、委託業務に関わる統括的かつ根本的な業務をいう。）に関する再委託は禁止する。

(3) 簡易な業務の内容

(1)再委託の範囲に記載があった事項に関わらず、以下の簡易な業務については事前の承認を要さずに再委託を行うことができる。

ア 資料の収集・整理・複写・印刷・製本

イ 議事録作成、原稿・データの入力および集計

(4) 再委託の相手方の制限

再委託の相手方は、本契約の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団または暴力団と密接な関係を有する者を選定することはできない。

10 その他

- (1) 受託者は、業務遂行にあたって、委託者と緊密な連携をもって行わなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、県と受託者の双方が協議して定めるものとする。